障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案(概要)

1. 改正の趣旨

働き方改革実行計画における障害者雇用対策の方向性等を踏まえ、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第49条第1項に基づき支給する障害者雇用納付金助成金の一部について拡充・新設するもの。

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

2018 年4月より法定雇用率を引き上げるとともに、障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講を進めるほか、障害者雇用に知見のある企業 0B 等の紹介・派遣を行う。

2. 改正内容

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。 以下「則」という。)第20条の2第1項第2号ニに基づき支給する障害者介助等 助成金について、聴覚障害者の職場定着や合理的配慮の観点から、要約筆記者等 の委嘱を対象に追加するとともに、身体障害者手帳4級以下の聴覚障害者も対象 とする。
- (2) 雇用する障害者に対する合理的配慮に係る企業内の取組を推進するため、則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき支給する障害者介助等助成金として、合理的配慮に係る相談に応じる職員を配置した場合や外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託した場合等に支給する助成金を新設する。

3. 根拠法令

法第51条第1項

4. 施行期日等

公布日 平成30年3月下旬(予定) 施行期日 平成30年4月1日

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 障害者介助等助成金

- 手話通訳担当者の委嘱助成金について、聴覚障害者の職場定着や合理的配慮の観点から、
 - 支給対象となる措置として、要約筆記者等の委嘱を対象に追加するとともに、
 - 支給対象となる障害者として、身体障害者手帳4級以下の聴覚障害者を追加する。

障害者介助等助成金(現行)

- 〇 手話通訳担当者の委嘱助成金
 - <支給対象となる措置> 手話通訳担当者の委嘱
 - <支給対象となる障害者> 身体障害者手帳3級以上相当の聴覚障害者



障害者介助等助成金(見直し後)

- 〇 手話通訳担当者等の委嘱助成金
 - <支給対象となる措置> 手話通訳担当者及び要約筆記者等の委嘱
 - <支給対象となる障害者> 身体障害者手帳6級以上の聴覚障害者
- 〇 障害者介助等助成金に、障害者相談窓口担当者の配置助成金(仮称)を新設する。

<内容>

雇用する障害者に対する合理的配慮の取組を推進するため、企業内で、合理的配慮の相談職員を配置した場合や、外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託した場合等に、助成金を支給する。

2. 施行期日

平成30年4月1日

(参考)障害者介助等助成金(障害者相談窓口担当者の配置関係(新規))

1. 趣旨

障害者を雇用する事業主に対して、合理的配慮についての相談窓口の増設や外部の専門機関への業務委託等の 取組を支援することにより、適切な合理的配慮の提供を推進し、障害者雇用の促進及び雇用継続を図る。

2. 内容

雇用する障害者に対する合理的配慮の取組を推進するため、事業主が、従前からある相談体制に加えて、

- ・ 障害者雇用の経験を有する担当者を配置すること
- ・ 外部の障害者雇用専門機関に相談業務を委託することなどにより、その体制を拡充する場合に、助成金を支給する。

<支給額>※別途、告示において規定

- 相談窓口に配置した専従の職員1人当たり月額8万円(最大6ヶ月。2人まで。)
- 相談業務の外部委託について、要した費用の2/3(上限月額10万円、最大6ヶ月)等

3. 支給までの流れ

事業計画等の提出 →機構にて認定 相談窓口増設等を完了 計画開始日から1年以内の 取組について助成 支給申請 計画終了日の属する 月の翌月末まで

4. 施行期日

平成30年4月1日